

## 定額給付金のお知らせ

市では、定額給付金の第1回目の口座振込を4月末に予定しています。

申請書の受付を4月6日から開始していますので、送付してある申請書に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で近くの郵便ポストへ早めに投函をお願いします。  
申請書は、皆さんに確実にお届けす

るため簡易書留で送付しています。配達時に不在の場合は、「郵便物預かりのお知らせ」を確認の上、早めに郵便局へ連絡を取り、申請書をお受け取りください。

平成21年10月6日(火)「当日消印有効」までに申請を行わないと給付されません。期限までに申請されない場合は辞退したものとみなされますので、お早めに申請してください。

### 給付対象者

平成21年2月1日を基準日とし、市の「住民基本台帳に記録されている方」および「外国人登録原票に登録されている方(不法滞在者および短期滞在者を除く)」

### 申請・受給者

当該世帯の世帯主。外国人の方は、給付対象者ご本人です。

### 給付額

給付対象者1人につき1万2000円を給付します。ただし、基準日において65歳以上の方および18歳以下の方については、1人につき2万円を給付します。

### 申請書の提出方法

郵便での提出が原則です。必要事項を記入の上、返信用封筒で投函してください。

市からの入金や引落しに利用され

ている口座以外に振り込みの場合、預金通帳の写しを添付してください。

### 給付金の給付方法

世帯主義の口座への振り込みが原則です。受付処理が終わりましたら、後日「給付決定通知書」を送付し、給付金の振込日をお知らせします。

金融機関の口座がない方には、窓口での現金給付を行います。受付処理が終わりましたら、後日「給付決定通知書」を送付し、給付時期と場所をお知らせします。

### 給付開始時期

#### 【口座振込の場合】

受付開始から4月中頃までに受け付けた申請については、4月末頃に振り込みを予定しています。ただし、ゆうちょ銀行の場合は、さらに遅くなります。

5月以降は、おおむね月2回程度(中旬および下旬)の振り込みを予定しています。

#### 【現金給付の場合】

口座振込を優先して行うため、給付開始は5月以降を予定しています。

お問い合わせ 市役所市民課(定額

給付金事務室) ☎635112(内線151、152、153) または各支所(行政サービスセンター)窓口

## 子育て応援特別手当のお知らせ

幼児期の子育てを支援するための「子育て応援特別手当」を支給します。

支給対象に該当すると思われる世帯の世帯主宛にご案内の文書等を送付してありますので、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒でお近くの郵便ポストへ早めに投函をお願いします。

### 支給対象児童

平成21年2月1日を基準日とし、市の「住民基本台帳に記録されている方」および「外国人登録原票に登録されている方(不法滞在者および短期滞在者を除く)」で、3歳から18歳までの子ども(生年月日が平成2年4月2日から平成17年4月1日まで)が2人以上おり、2人目以降の生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子どもがいる世帯が対象となります。

※3歳から18歳までの子どもが別居している世帯については、支給対象となる場合があります。

# 特別手当のさい